

○ 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）

改正案	現行
<p>(期待エクスポージャー方式) 第四十九条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネットイング・セット 次イからニまでに掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 算出基準日を含む最終指定親会社四半期（法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。）の一期前の最終指定親会社四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット 二十営業日</p> <p>ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む最終指定親会社四半期の前の直近の連続する二の最終指定親会社四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットイング・セ</p>	<p>(期待エクスポージャー方式) 第四十九条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネットイング・セット 次イからニまでに掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット 二十営業日</p> <p>ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットイング・セットについて、担保額調整（エ</p>

ットについて、担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は、次の連続する二の最終指定親会社四半期の間は、当該ネット・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9～13（略）

（ボラテイルリテイ調整率の調整）

第七十六条（略）

- 2 前項に定める「最低保有期間によるボラテイルリテイ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラテイルリテイ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラテイルリテイ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラテイルリテイ調整率の調整を省略することができる。
- 一 最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ～ハ（略）

ニ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネ

クスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は、当該ネット・セットについては、次の連続する二の四半期の間は、当該ネット・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9～13（略）

（ボラテイルリテイ調整率の調整）

第七十六条（略）

- 2 前項に定める「最低保有期間によるボラテイルリテイ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラテイルリテイ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラテイルリテイ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラテイルリテイ調整率の調整を省略することができる。
- 一 最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ～ハ（略）

ニ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネ

ツティング・セット及び算出基準日を含む最終指定親会社四半期の一期前の最終指定親会社四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット 二十営業日

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む最終指定親会社四半期の前の直近の連続する二の最終指定親会社四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じたときは、次の連続する二の最終指定親会社四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 (略)

3 (略)

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十三条 (略)

2 6 (略)

7 第三項第二号に掲げる「内部モデル手法」とは、長期の標本期間にわたって算出された最終指定親会社四半期の収益率と適切なリスクフリー・レートとの差につき、片側九十九パーセントの信頼区間を前提として内部格付手法採用最終指定親会社の内部のバリュート・アット・リスク・モデルを用いて算出した内部格付手法採用最終指定親会社が保有する株式に係る損失額（以下内部モデル手法の対象となる株式等エクスポージャーについては、当該損失額を所要自己

ツティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット 二十営業日

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 (略)

3 (略)

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十三条 (略)

2 6 (略)

7 第三項第二号に掲げる「内部モデル手法」とは、長期の標本期間にわたって算出された四半期の収益率と適切なリスクフリー・レートとの差につき、片側九十九パーセントの信頼区間を前提として内部格付手法採用最終指定親会社の内部のバリュート・アット・リスク・モデルを用いて算出した内部格付手法採用最終指定親会社が保有する株式に係る損失額（以下内部モデル手法の対象となる株式等エクスポージャーについては、当該損失額を所要自己資本率(%)と

資本率(㉔)とする。)を八パーセントで除して得た額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする手法をいう。ただし、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、上場株式については株式等エクスポージャーの額に二百パーセントを乗じた額を、非上場株式については株式等エクスポージャーの額に三百パーセントを乗じた額を下回らないものとする。

8～13 (略)

(内部モデル手法の承認の基準)

第二百十九条 (略)

2 前項第一号の「リスクの定量化に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 内部モデル及び推計に用いるデータその他所要自己資本の額の算出の過程に加える調整が、保守的かつ一貫性のあるものであって、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ (略)

ロ バリユー・アット・リスク・モデルを構築する際に、最終指定親会社四半期より短いデータを最終指定親会社四半期データと同等なものへと変換して用いる場合は、当該変換手法が実証的根拠に基づく適切なものであること。

ハ (略)

六～十二 (略)

する。)を八パーセントで除して得た額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする手法をいう。ただし、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、上場株式については株式等エクスポージャーの額に二百パーセントを乗じた額を、非上場株式については株式等エクスポージャーの額に三百パーセントを乗じた額を下回らないものとする。

8～13 (略)

(内部モデル手法の承認の基準)

第二百十九条 (略)

2 前項第一号の「リスクの定量化に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 内部モデル及び推計に用いるデータその他所要自己資本の額の算出の過程に加える調整が、保守的かつ一貫性のあるものであって、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ (略)

ロ バリユー・アット・リスク・モデルを構築する際に、四半期より短いデータを四半期データと同等なものへと変換して用いる場合は、当該変換手法が実証的根拠に基づく適切なものであること。

ハ (略)

六～十二 (略)

3 (略)

4 第一項第三号の「検証に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜五 (略)

六 当該最終指定親会社等の株式等エクスポージャーに対する投資における最終指定親会社四半期収益の実績値及び内部モデルに基づく推計値のデータを保存する適切なデータベースが構築され、かつ、維持されていること。

七 (略)

八 最終指定親会社四半期の予測に関するデータが異なる期間の予測に関するデータに変換された上で保存されており、かつ、保存された当該データを基に事後的な検証が行われていること。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十八条の七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第四十九条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とある

3 (略)

4 第一項第三号の「検証に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜五 (略)

六 当該最終指定親会社等の株式等エクスポージャーに対する投資における四半期収益の実績値及び内部モデルに基づく推計値のデータを保存する適切なデータベースが構築され、かつ、維持されていること。

七 (略)

八 四半期の予測に関するデータが異なる期間の予測に関するデータに変換された上で保存されており、かつ、保存された当該データを基に事後的な検証が行われていること。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十八条の七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第四十九条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とある

のは「ロ」と、同号二中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十六条第二項第一号二中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット及び算出基準日を含む最終指定親会社四半期の一期前の最終指定親会社四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット」と読み替えるものとする。

一・二 (略)

3 (略)

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十八条の八 (略)

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額(不₂)に十一・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一・五 (略)

六 第二号の場合において、第七十六条第二項第一号二(第八十三条第五項において適用する場合を含む。)の定めにかかわらず、算出基準日を含む最終指定親会社四半期の一期前の最終指定親会社四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七・九 (略)

のは「ロ」と、同号二中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十六条第二項第一号二中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット」と読み替えるものとする。

一・二 (略)

3 (略)

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十八条の八 (略)

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額(不₂)に十一・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一・五 (略)

六 第二号の場合において、第七十六条第二項第一号二(第八十三条第五項において適用する場合を含む。)の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七・九 (略)

3 (略)

(内部モデル方式の承認)

第二百八十条の十 (略)

2・3 (略)

4 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～五 (略)

六 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を最終指定親会社四半期ごとに(当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに)金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。

3 (略)

(内部モデル方式の承認)

第二百八十条の十 (略)

2・3 (略)

4 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～五 (略)

六 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに(当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに)金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。